

答 申 第 11 号  
平成23年 5 月27日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成22年12月17日付け青農水第803号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

国境措置撤廃による本県農産物への影響額に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成22年11月22日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「環太平洋連携協定（TPP）に我が国が参加し、関税が撤廃された場合の本県の農業生産額における影響について、県が試算した結果が分かる文書。生産額は総額と品目別いずれも分かる文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「国境措置撤廃による本県農産物への影響」（以下「本件行政文書1」という。）及び「試算表（5通り分）」（以下「本件行政文書2」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書1及び本件行政文書2のうち、本県農産物への影響額及びその試算方法に係る部分（以下「本件情報」という。）については条例第7条第6号に該当するとして、本件情報を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年12月3日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成22年12月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示するとの決定を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、以下の理由から不当・違法であり、取り消されるべきである。

ア 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の影響額の試算について、他県は公表しており、不開示とすることで自治体間で大きな情報格差が生じ、県民の「知る権利」が侵害されるため、不当である。現在はＴＰＰについて国民的な議論が求められているのに、議論の材料を提供しないのは、条例の趣旨に反する。

イ 添付した新聞記事で明らかなどおり、ＴＰＰの影響額の試算について、試算を実施している他県は公表している。ＴＰＰの影響額はＴＰＰの是非を判断する上で非常に重要な要素であり、それを提供しないことは、本県民にだけ偏った、限られた情報での判断を強いることになり、不当である。

ウ ＴＰＰ影響額は農産県である県民の関心事であり、そもそも開示請求の有無にかかわらず公開されるべきである。このような関心のある、政策判断に重要な材料を提供しないことは、条例第1条の趣旨から逸脱している。ＴＰＰの影響額すら開示できない県政は、とても「諸活動を県民に説明する責務」を全うしているとは言えない。

エ 不開示理由は「県の内部における検討中の情報であって、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」としている。これは全く県民をばかにしている論理だ。では、試算を明らかにした宮城、岩手両県で何らかの混乱が起きたらどうか。起きていれば既に報道されるなど公になっているはずである。それとも、明らかにすれば、青森県だけでは「混乱」が生じるのだろうか。そんなはずはない。ゆえに、開示することで混乱が生じるおそれは全くないため、条例第7条第6号の要件には該当しない。

オ 本件処分は、「試算の公表で、判断能力のない青森県民がいたずらに騒ぐとい

けないので、賢明な県職員の間だけで情報はとどめておこう」という根拠のない「上から目線」の判断であり、甚だ不当である。

カ TPP影響額の試算は、農産県である本県の住民にとってはTPP参加をめぐる議論の上で非常に重要な判断材料である。これを提供しないことは、住民が他県と同様に税を支払っているのに、青森県に住んでいるがために行政サービスで大きな差を付けられてしまうことになる。これは条例の趣旨に大きく反する。

キ よって、本件処分を取り消し、全部開示とするべきである。

## (2) 理由説明書に対する反論

ア 公表した自治体で「県民等の間に混乱」は生じていない

異議申立書でも述べたとおり、TPPの影響額の試算について、試算を実施している他県は公表しているが、混乱は全く生じていない。本県でのみ混乱が生じるというのは合理的に考えて理由とならない。このため、本件情報は、条例第7条第6号には該当しない。

イ 試算の妥当性の是非と開示の是非は別問題

青森県が実際に試算をしてそれを公表することと、試算式の妥当性は別次元の問題である。

TPP参加の是非は現在、国民的な関心事となっており、議論の材料を提供しないのは、条例の趣旨に反する。TPP参加による影響額の試算を公表する他自治体が数多くある以上、本県の情報公開の遅れにより県民が情報格差を付けられることのないように、本来は開示請求の有無にかかわらず公表されているべき情報である。

仮に試算自体をしていないのであれば公表のしようがないが、実際には試算をしており、公表及び開示できる状態にある。また、試算をしているということは、県として試算の重要性をある程度認めていることになる。そのように重要性のある情報を県庁内部で隠しておくことに合理的な理由はない。「試算の公表で、判断能力のない青森県民がいたずらに騒ぐといけけないので、賢明な県職員の間だけで情報はとどめておこう」というのは、根拠のない「上から目線」の判断であり、条例の趣旨には全くそぐわない。

県として農水省の試算式の妥当性に疑問があるなら、妥当性に対するそうした疑問を十分、県民に理解できるよう説明した上で公表するべきである。それが本来の地方行政の役割だ。そうした努力をしないことは、県に情報公開に対する意欲が欠けていると批判されても仕方がない。

ウ 「より実態に近い影響額を算出し、幅広い視点から検討することが県民の理解につながるものと考え、内部で試算方法を検討して試算を重ねている」ことは本件情報の不開示と別問題

県として農水省の試算式に疑問を持ち、独自に影響額を試算しようとしていることは理解したが、その場合でも、上記で述べたように、農水省の計算式とそれに対する疑問を同時に、十分に県民に説明して公表すれば「混乱」は避けることができ、開示にも応じることができる。それとは別に、独自試算した影響額も試算終了後、即時に公表すればよい。

県は「実態に近い試算方法を内部で検討して試算を重ねている」としているが、実際にはまだ公表となっていない。内部にとどまっているなら、試算をしてもしていなくても、一般の県民に対しては何ら議論の材料を提供していないに等しい。

行政に国際的なスピード感が求められる時代にあって、あまりに遅い対応である。首相が所信表明演説でＴＰＰ参加の検討を示したのは平成22年10月1日であり、独自試算に強いこだわりがあるなら、一刻も早くそれを公表する努力があつてしかるべきだ。このような情報公開の遅れは、県民に不要な情報格差を強いるものである。

そもそも県は独自の試算を検討していることすら公表していない。農産県にもかかわらず、他都道府県に比べ、ＴＰＰに対する情報公開の姿勢が不十分であると言われても仕方がない。

#### 第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報は、条例第7条第6号の「県の機関の内部における検討に関する情報であつて、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に当たる。
- 2 農林水産省で示しているＴＰＰ参加による農水産物に関する関税撤廃の影響額の試算方法では、安い輸入品と競合する国産品は全て輸入品に置き換わり、競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴って価格が低下することを前提としている。しかし、本県では、貿易自由化による農産物の国際価格の変化や国内消費の動向も加味したより実態に近い影響額を算出し、関連産業への波及なども含め幅広い視点から検討することが県民の理解につながるものと考え、内部で試算方法を検討して試算を重ねているところである。このような段階の未成熟な情報を公にすることは、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、県民等へ

の不当な影響が生じないようにするため不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 環太平洋パートナーシップ協定について

環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership。以下「TPP」という。）の具体的内容について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

- (1) TPPは、2006年にシンガポール等4か国が締結した環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement。以下「P4」という。）をベースとしており、P4は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定で、特別な場合を除き、物品貿易については、全ての品目について即時又はおおむね10年以内の関税撤廃を原則としている。
- (2) アメリカ等を加えた9か国で、P4をベースとして発展させたTPPの締結に向け、市場アクセスを含む24分野で交渉が進められているが、詳細な内容は明らかにされていない。
- (3) 我が国の交渉参加については、平成22年10月1日の総理所信演説で参加の検討が表明されたほか、同年11月9日には「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、情報収集のための協議開始が明記されたところであり、国において、各国間でのTPP交渉の状況や参加各国の姿勢等に関し情報収集が行われている。

### 3 本件行政文書1及び本件行政文書2について

- (1) 本件行政文書1は、「国境措置撤廃による本県農産物への影響（TPP参加によ

る)」と題された文書であり、「米、小麦、りんご、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、野菜、果樹（りんごを除く）、その他」に係る県内産出額並びに「米、小麦、りんご、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵」に係る減少率、生産減少額及び試算方法が記録されている。また、本件行政文書2は、TPP参加により国境措置が撤廃された場合の本県農産物への影響に関する「米、小麦、りんご、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵」に係る5通りの試算表であり、このうち一つは、本件行政文書1に記録されている情報のバックデータとなったものと認められる。

- (2) 本件行政文書1及び本件行政文書2の作成目的等について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

ア 本件行政文書1は、各県で調整した「包括的経済連携に関する基本方針の決定に係る要請書」（平成22年11月18日に北海道東北6県の知事が連名で、国に対し提出したもの。以下「要請書」という。）について、知事了解を得るためのレクチャーに当たり説明するための部長の手持ち資料として、5通りの試算表のうち影響額の算出方法が国の考え方に最も近いものについて、注釈も付記して分かりやすく体裁を整えたものである。

イ 本件行政文書2は、TPP参加による本県農産物への影響額を国の考え方に準じて計算した場合にどれくらいになるのかを知るために、平成22年11月初旬に作成したもので、県として何らかの意思決定をする際に判断材料として求められる可能性があると考え、準備しておいたものである。

また、本件行政文書2は、県の試算として確定したものではなく、試算表のうち四つは担当グループレベルの情報であり、担当者がグループマネージャーに提示し、試算方法について説明した資料であり、残り一つは、本件行政文書1のバックデータとして、課長に提示し、説明した上で、部長の手持ち資料としたものである。

#### 4 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件情報について、条例第7条第6号の「県の機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当するとして不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第6号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

ア 条例第7条第6号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等に関わる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあることから、このような情報については、不開示とするというものである。

ウ また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味するものであり、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断されるものである。

(2) 未成熟な情報かどうかについて

ア 実施機関は、その理由説明書において、農林水産省が示したTPP参加による農水産物に関する関税撤廃の影響額の試算方法は、「安い輸入品と競合する国産品は全て輸入品に置き換わり、競合しない国産品は安価な輸入品の流出に伴って価格が低下することを前提としている」とした上で、「本県では、貿易自由化による農産物の国際価格の変化や国内消費の動向も加味したより実態に近い影響額を算出し、関連産業への波及なども含め幅広い視点から検討することが県民の理解につながるものと考え、内部で試算方法を検討して試算を重ねているところである」とし、本件情報は、このような段階における未成熟な情報であると主張している。

イ 県の試算として手続的に確定したものかどうかについて

(ア) 実施機関は、本件行政文書2の五つの試算表について「県の試算として確定

したものではない」とし、これらの試算表のうち、本件行政文書1に係るものについては、本件行政文書1のバックデータとして、部長の手持ち資料としたとし、その他四つの試算表は、「担当グループレベルの情報」であると説明している。

- (イ) そこで、本件行政文書1及び本件行政文書2におけるこれらの試算は、どういう手続を経て、どのような状態になることで、県として確定したものとなるのかについて実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「議会答弁又はプレスリリースを前提として、部長等決裁権者が試算結果を含む文書を決裁した時点で県の試算として確定したものになる」と説明している。また、当審査会の説明聴取に対し、「一般的には、誰が決裁権者かということは、その案件に応じて決定するが、これらの試算を県の意見として確定することは重要案件であり、この場合の決裁権者については、知事になると思われる」旨説明しているところである。
- (ウ) また、実施機関は、本件行政文書1について、「要請書を各県で調整後、知事の了解を得るためのレクチャーに当たり説明するための部長の手持ち資料として、5通りの試算表のうち影響額の算出方法が国の考え方に最も近いものについて、注釈も付記して分かりやすく体裁を整えたもの」と説明しているところである。
- (エ) そこで、要請書について知事の了解を得るためのレクチャー（以下「本件レクチャー」という。）の状況について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件レクチャーは、平成22年11月12日朝、要請書の内容の大枠について了解を得るため、部長が知事と出張中の東京都内で行ったものであり、知事からは、関係道県と調整の上、要請書を作成するよう指示された」とし、「TPP参加による影響額については、輸入量や貿易量の増大などによる農産物の国際的な取引価格の変化や国内の消費者の選択の動向、関連産業への影響などを考慮すべきであり、国の試算方法にならって算出した影響額は、実際の影響を判断するには適当でないと考えており、本件レクチャーに当たって知事には説明していない」としている。また、当審査会の説明聴取に対しては、「部長自身がこの試算について懐疑的であり、了解していなかったため、積極的に知事に説明しようとはしなかった」と述べているところである。
- (オ) さらに、要請書の決裁に係る起案文書の有無に関し、実施機関に説明を求めたところ、「要請書については、取りまとめを行った北海道とやりとりを行う際に、簡易な起案を行っており、課長の決裁を得ている」としていることから、実施機関に対し、要請書に係る起案の原本の提示を求め、審査会において実際に見分したところ、当該起案には、本件行政文書1ないし本件行政文書2は添付されていなかったものである。

## ウ 試算の検討状況について

実施機関は、上記アのとおり、本件情報は、内部で試算方法を検討して試算を重ねている段階の情報であるとしているため、その後の試算の状況等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「より実態に近い影響額を算出するためには、消費者の国産志向や、安い海外産農産物の輸入量の増加による国産農産物の価格変動といった多くの要素についての検討が必要であるが、これらの要素を試算にどう組み込むか苦慮しているところであり、併せて検討していた関連産業への波及も含め試算作業は中断している」、「5通りの試算表の試算では、これらの要素が十分に検討されておらず、TPP参加に係る議論を行うための資料としては不十分なものと考えている」、「県の試算として確定したものはなく、実態を反映した試算が可能となる見通しが立たないため、現時点で公表予定はない」と説明している。

## エ 試算の合理性について

- (ア) 本件情報は、本件行政文書1及び本件行政文書2における五つの試算に係るものであり、当審査会が見分したところ、その内容は、「安い輸入品と競合する国産品は全て輸入品に置き換わり、競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴って価格が低下することを前提」とする農林水産省の試算方法を基本とするもので、総じて、当該試算方法に準じたものであると認められる。

この農林水産省の試算は、端的に言えば、「競合する輸入品が国産品より1円でも安ければ、日本の消費者は全て輸入品の方を購入する」ということを前提とするものであるが、一般的な感覚からしてこのような現象が生じるとは考えにくい。例えば、政策金融機関が平成21年7月に実施した消費者動向に関する調査によれば、「輸入食品より価格が高くても国産食品を選ぶ」と国産を優先した消費者は、減少傾向にはあるものの、依然として過半を占めているところであり、また、当審査会の説明聴取に対し、実施機関は、外国産のりんごなどの輸入枠が撤廃されたときにおいても、価格差があるにもかかわらず国産ブランドが残っているとしているところである。これらを踏まえると、農林水産省の試算及びその試算方法は、極端な前提に基づくものと言わざるを得ず、その合理性にはそもそも疑問がある。

また、五つの試算は、農林水産省の試算では算出根拠が明らかにされていない部分について、実施機関が任意に設定した前提条件による試算を含むものであるが、当該前提条件は、不確定要素が多く、国からの情報が得られにくい状況において、実施機関が文字どおり「試み」として設定したものであると思われる、客観性あるいは具体的根拠が明確であるとまでは言い難く、その合理性についても疑問がある。

- (イ) 本件行政文書1は、本件レクチャーにおいて、TPP参加による本県農産物への影響について知事から説明を求められることを想定し、五つの試算の中か

ら国の考え方に最も近いものを選択して、部長の手持ち資料としたものではある。しかし、実施機関は、農林水産省の試算方法に準じた試算方法に基づく本件情報については、「輸入量の増大などによる農産物の国際的な取引価格の変化、国内の消費者の選択の動向等が考慮されておらず、農業分野の影響額として不十分であり、実際の影響を判断するには適当でない」としているところであって、本件行政文書1に係る試算についても、合理性があると考えていたものではない。

オ 以上のことからすると、本件開示請求の時点において、T P P参加による本県農産物への影響に関し、県の試算として採用されたものはなく、五つの試算はいずれも、手続的に県の意見として確定しておらず、また、内容的にも合理性を欠くものであって、本件情報は、未成熟な情報であると認められる。

(3) 県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれについて

ア 実施機関は、理由説明書において、本件情報は未成熟な情報であるとした上で、「このような情報を公にすることは、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」旨主張しているところである。

イ 県民等の間に混乱を生じさせるおそれの有無について

(ア) このため、当審査会が、本件情報を公にすることにより県民等の間にどのような混乱が生じることとなるのかについて実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「農業経営者等が今後の農業の継続に不安を感じ、そのことによって正常な農業投資が阻害されるおそれがある」、「農業は将来が悲観的な産業であるとの認識が広がり、新規就農者が減少することが懸念される」、「農業関係者の視点がT P P参加の是非にばかり向けられ、本来なすべき営農活動がおろそかにされたり、輸出入関連企業との間に無用なあつれきが生じるなど、農業関係者に本来であれば起こりえない混乱が広がるおそれがある」と述べているところであり、「本件開示請求のあった時点においては、T P P参加の可能性が極めて高い状況にあり、このような状況の中、様々な要素が十分に検討されていない試算方法に基づく影響額を県として公表することは、たとえ前提条件を付したとしても、県民に不要な不安を与えることになる」としている。

(イ) また、実施機関は、「実態に近い影響額を算出するための様々な要素を試算に反映できない状況の中で、県が不十分な情報を公開すると、T P P参加の是非や農業構造改革をめぐる議論に混乱を与えることになる」と述べているところである。

(ウ) しかし、実施機関が挙げる上記(ア)の混乱は、T P Pへの参加が決定し、また、その対策が何ら講じられない場合に初めて生じ得るものとするのが相当である。上記(ア)の混乱と本件情報を公にすることとの因果関係に関する実施機関の説明は具体性に欠け、その余の特段の事情も見出すことはできないものであり、T P P参加の是非が議論されている段階において、本件情報を公にすること自体により、そのような混乱が生じるとまでは言えない。

(イ) 一方、本件情報は、上記(2)エのとおり合理性を欠くものであるため、本件情報を公にすることにより、農業分野の受ける影響が過大に評価され、T P P参加の是非をめぐる議論に混乱を与えるおそれがあると認められる。

また、本件情報を公にした場合には、一私人ではない、「県という公の機関が作成した試算」として評価され、県民等に与える影響力は大きいものがあると考えられる。本件情報を公にするに当たり、その内容が合理性を欠くものであり、実際の影響を判断するには適当ではない旨を説明したとしても、本件行政文書1及び本件行政文書2にはそのような記載もないことから、本件情報が県の確定した意見と誤認され、本件情報に基づき県民等が議論することにより、誤った方向へ導くおそれがあると認められる。

#### ウ 不当に混乱を生じさせるものかどうかについて

(ア) 当審査会が、本件情報を公にすることによる利益と不開示とすることによる利益とをどのように比較衡量したのかについて、実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「不十分な情報は、農業関係者はもとより県民に利益をもたらすとは考え難く、一方、不開示にすることにより、このような混乱が回避されることから、不開示とすることが、より県民の利益につながる」とし、「県の内部においても不十分であると考えられている検討途中の試算方法による試算結果を公表することは、不要な混乱を招くおそれがあることから、避けるべきであり、まして、複数の試算結果を公表することは、その趣旨を逐一説明するとしても、更に混乱を深めることになる」、「不十分な試算結果を基にした経済効果に対する理解は、誤った議論が促進されることになり、県民の不利益につながる」と述べている。

(イ) 一方、異議申立人は、「T P Pの影響額はT P Pの是非を判断する上で非常に重要な要素であり、それを提供しないことは、本県民にだけ偏った、限られた情報での判断を強いることになり、不当である」と主張している。

(ウ) 確かに、本件情報が合理性を欠き、未成熟な情報であるとしても、本件情報は、T P P参加による本県農産物への影響に係る一つの試算として、T P P参加の是非をめぐる議論において、判断材料となり得るものとも考えられる。

(イ) 一方、農林水産省の試算及び試算方法は、同省のホームページにおいて既に公表されており、その概要は誰でも入手可能である。また、本件情報の試算の基礎となった県内産出額は、平成20年生産農業所得統計の数値であり、公表さ

れていることから、これも誰でも入手可能なものである。したがって、T P P 参加による本県農産物への影響に関して、農林水産省が公表した試算方法に基づいて試算することは、その試算結果の妥当性は別として、誰でも可能であり、T P P 参加の是非をめぐる議論のたたき台となる材料は、ある程度提供されているとも言える状況にある。

- (オ) 本件情報には、農林水産省が試算方法を明らかにしていない部分について、実施機関が任意に前提条件を設定して試算したものが含まれるが、当該前提条件は、上記(2)エのとおり、合理性を欠くものであって、公表されている農林水産省の試算方法以上の有益な情報が含まれているものと言うことはできない。
- (カ) 本件情報を公にした場合には、上記イ(エ)で検討したとおり、農業分野の受ける影響が過大に評価され、本件情報が県の確定した意見と誤認されることにより、T P P 参加の是非をめぐる議論に混乱を与えるおそれがあるものであり、その支障は、上記(ウ)で検討した本件情報を公にすることにより得られる利益と比較しても、なお、重大なものであると認められる。

- (4) 以上から、本件情報を公にすることにより、未成熟な情報が確定情報と誤認され、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。  
よって、本件情報は、条例第7条第6号の情報に該当する。

## 5 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第6号に該当するので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月17日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成23年 1 月12日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成23年 1 月18日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成23年 1 月21日 ( 第12回審査会 )	・ 審査を行った。
平成23年 2 月14日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成23年 2 月18日 ( 第13回審査会 )	・ 審査を行った。
平成23年 3 月14日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成23年 3 月17日 ( 第14回審査会 )	・ 審査を行った。
平成23年 4 月15日 ( 第15回審査会 )	・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成23年 5 月19日 ( 第16回審査会 )	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿(五十音順)

氏名	職業又は団体等における役職	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成23年5月27日現在)